

条例の「ジェンダー」、「性別等」の説明ベン図

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 性別等 **性別**(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により指定された性別並びに男女の役割を固定的に捉える社会的又は文化的に形成された性別(以下「ジェンダー」という。))をいう。第7条第1項を除き、以下同じ。)、**性的指向**、**性自認等**をいう。

